

事務連絡
令和4年12月15日

北海道 青森県 岩手県 宮城県
福島県 茨城県 栃木県 千葉県
仙台市 千葉市 函館市 青森市
八戸市 盛岡市 福島市 郡山市
いわき市 水戸市 宇都宮市

医療施設、社会福祉施設等所管課（室） 御中

厚生労働省 大臣官房 厚生科学課
医政局 地域医療計画課
子ども家庭局 保育課
子ども家庭局 家庭福祉課
社会・援護局 福祉基盤課
社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
老健局 高齢者支援課
老健局 認知症施策・地域介護推進課
老健局 老人保健課

「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の周知・広報に関する依頼

平素より厚生労働行政の推進に御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw 7クラスの地震が発生した後、数日程度の短い期間を置いて、さらに大きな Mw 8クラス以上の大規模な地震が発生する事例が過去に確認されており、Mw 7クラスの地震が発生すると、大規模地震の発生可能性が平時よりも高まるといわれています。

今般、本件に関して別紙のとおり、内閣府及び気象庁より、続いて発生する地震、いわゆる「後発地震」への注意を促す情報の名称を「北海道・三陸沖後発地震注意情報」とし、本情報について、令和4年12月16日から運用を開始する予定との連絡がありました。

また、本情報の運用開始に伴い、医療施設や社会福祉施設等における職員や入所者等への周知について協力依頼がありましたので、別紙の内容をご確認のうえ、管内の医療施設や社会福祉施設等に対して周知いただくようお願いいたします。なお、本件につきましては、内閣府及び気象庁から関係道県防災部局に対しても、同様の周知・広報の依頼をしておりますので（参考資料1）、防災部局とも連携のうえご対応いただきますようお願いいたします。

各道県におかれましては、本事務連絡の内容について、管内市町村（参考資料2に掲げる市町村に限る。指定都市及び中核市を除く。）に対する周知にも併せてご協力をお願いいたします。